特別損失		
固定資産除却損	3,086,643	3,086,643
税引前当期純利益		327,495,383,222
法人税、住民税及び事業税		69,300
当期純利益		327,495,313,922

キャッシュ・フロー計算書

自　平成24年４月１日
至　平成25年３月31日

【健康保険勘定】　（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 4,787,801,244,723
拠出金等支出	△ 3,252,810,102,711
介護納付金支出	△ 761,031,233,446
国庫補助金返還金支出	△ 22,628,429,774
被保険者貸付金支出	△ 732,345,335
人件費支出	△ 21,466,985,432
その他の業務支出	△ 84,921,499,204
保険料等交付金収入	7,815,954,321,000
任意継続被保険者保険料収入	94,196,497,724
国庫補助金収入	1,301,013,842,659
国庫負担金収入	9,087,932,000
拠出金等返還金収入	369,630,766
被保険者貸付返済金収入	1,075,642,163
その他の業務収入	13,019,209,419
小計	303,325,235,106
利息の支払額	△ 15,719,004
法人税等の支払額	△ 69,300
業務活動によるキャッシュ・フロー	303,309,446,802
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 170,343,251
無形固定資産の取得による支出	△ 458,744,327
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 629,087,578
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 801,313,041
割賦債務の返済による支出	△ 105,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 906,313,041
Ⅳ　資金の増加額	301,774,046,183
Ⅴ　資金期首残高	302,331,274,638
Ⅵ　資金期末残高	604,105,320,821

利益の処分に関する書類

【健康保険勘定】　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		327,495,313,922
当期純利益	327,495,313,922	
Ⅱ　利益処分額		327,495,313,922
健康保険法第160条の２の準備金繰入額	327,495,313,922	
Ⅲ　次期繰越利益		—

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の健康保険法第160条の２の準備金残高は351,684,664,948円となります。

【健康保険勘定】

注　記　事　項

Ⅰ　財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年９月26日厚生労働省令第144号）に定める基準により作成しております。

Ⅱ　重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物　　８～18年
車両　　３年
工具備品　２～20年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用ソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に５年）に基づいております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶　役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑷　退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年６月21日法律第83号）附則第15条第３項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第16条第２項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年８月８日法律第182号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。